|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和４年度 |
| 計画主体 | 大阪府　岸和田市 |

岸和田市鳥獣被害防止計画

**令和４年度～令和６年度**

　　　　　　　　　　　　　　＜連絡先＞

担当部署名　岸和田市役所魅力創造部農林水産課

所在地　大阪府岸和田市岸城町７－１

電話番号　０７２－４２３－９４８８

ＦＡＸ番号　０７２－４３０－２２７２

メールアドレス　nousui@city.kishiwada.osaka.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | イノシシ、アライグマ、カラス、カワウ |
| 　計画期間 | 令和４年度～令和６年度 |
| 　対象地域 | 大阪府岸和田市 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| イノシシアライグマカラス | 水稲、野菜、いも類、筍、他野菜、果樹、いも類水稲、野菜、果樹 | 被害面積：2.34ha被害金額：9,488千円 |
| カワウ | 淡水魚 | 被害程度：養魚の５割程度※被害面積及び金額は定かでない |

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ○イノシシ　神於山周辺及び山間部にて周年にわたって被害あり。農作物においては、従来どおりの水稲、いも類、たけのこに加えて、今までは損害のなかった種類でも被害が発生しており、今後さらに多岐にわたると思われる。また、農作物だけでなく農道・林道の地盤崩壊等も見受けられており、人的被害の可能性あり。生息状況については、他地域からの流入もあるため個体数調整により、分布域を拡大させないよう対応する必要がある。○アライグマ　近年、生息分布域の拡大が著しく、市内全域で捕獲報告が上がっており、被害の増大が予測される。農作物においてはとうもろこし、すいか等の被害が主で夏に多い。しかしながら、果樹など今までは損害のなかった種類でも被害が発生しており、今後さらに多岐にわたると思われる。○カラス及びカワウ　市内全域に周年被害あり。生息数の減少は見られず、今後も例年並みの被害が予測される。また、カラスについては桃・みかん等の果樹のほかにもすいか、軟弱などの作物が新たに被害報告あり、今後増加する傾向。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和３年度） | 目標値（令和６年度） |
| 農林水産業被害額 | 9,488 | 6,641 |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ・イノシシ、カラス、カワウの有害鳥獣　捕獲を大阪府猟友会岸和田支部へ委託・農家へのアライグマ捕獲檻の貸し出し | ・猟友会会員の高齢化などによる担い手の減少・鳥獣の個体数及び生息区域の増加に伴う負担増 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・国や府の補助金を利用した電気柵の設置・地元漁協の協力の下、魚網での防護ネ　ットの設置。 | ・農地及び防護柵等の適正な管理の実施・効率的な地域での取組み・魚網の不足 |
| 生息環境管理その他の取組 |  |  |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 鳥獣被害に強い地域づくりに取り組むとともに、被害軽減を推進するために、以下の対策を講じる。* 岸和田市有害鳥獣対策協議会において、地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
* 国の交付金事業等を活用し、有害鳥獣対策に取り組む。
* 農地や養魚池に繰り返し出没する個体の捕獲、防護柵等による農作物の保護さらには刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する等の総合的な取り組みを図る。
* 外来生物は、繁殖時期前の捕獲等を行うことで効果的な個体数の減少を目指す。
* 農家、農協、地域住民及び大阪府猟友会岸和田支部との連携を密にし、捕獲檻を設置するなど効果的な有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。
* 効果的な防護ネットの設置方法など農家等にもできることを、農家等及び農協職員等に向けて講習を行い、自衛意識の向上を図るとともに技術伝達に取り組む。
 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| イノシシ、カラス、カワウについては、大阪府猟友会岸和田支部にて対応。アライグマは農家等に捕獲檻を貸し出すことで対応する。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度～令和６年度 | イノシシ | ・わな及び銃器による捕獲を猟友会に委託する。・国の交付金事業等を活用し、捕獲に取り組む。 |
| アライグマ | ・箱わなを農家等に貸出す。・有害活動での捕獲を検討する。 |
| カラス | ・銃器及びわなによる捕獲を猟友会に委託する。・近隣市と連携を図り、捕獲を実施する。 |
| カワウ | ・銃器による捕獲を猟友会に委託する。・近隣市と連携を図り、捕獲を実施する。 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ○イノシシ捕獲計画数は、突発的な増加に対応できるよう平成26年度に上振れ変更を実施。　捕獲数については、農作物被害を抑えるため市内で大幅な増加をしないよう調整。○アライグマ生息分布域の拡大及び生息数の増大が見込まれるため生息数が減少転換するよう算出。○カラス・カワウ有害捕獲での個体数調整は困難であることから、実績を参考に算出。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| Ｒ４年度 | Ｒ５年度 | Ｒ６年度 |
| イノシシ | 300頭 | 300頭 | 300頭 |
| アライグマ | 150頭 | 150頭 | 150頭 |
| カラス | 200羽 | 200羽 | 200羽 |
| カワウ | 150羽 | 150羽 | 150羽 |

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| ○イノシシ大阪府猟友会岸和田支部と連携し市民及び農家等からの情報提供及び農作物収穫期から、被害予測・被害状況を観察し捕獲に努める。○アライグマ農家への捕獲檻貸出を行うほか、集落が主体となり捕獲檻の管理や巡視を行うなどして、農地に出没する個体を集落全体で捕獲していく。○カラス及びカワウ　カラスについて、大阪府猟友会岸和田支部の協力のもと特に被害が大きくなる桃・みかんの収穫期に活動する。また、双方について市民及び農家・ＪＡからの情報提供に基づいて随時捕獲等を行う。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 　くくり罠におけるイノシシの有害捕獲において、近年100ｋｇ以上の捕獲が増加しているため危険性を考慮し、ライフル銃による遠方よりの射撃が必要となる事がある。 |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 　岸和田市(平成19年４月権限委譲済) | 対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ニホンザル、イタチ(メス) |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| イノシシ | ・被害農家からの要望に応じ、鳥獣被害防止総合対策事業やその他　施策を活用し、電気柵及び防護ネットを設置する。 |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| イノシシ | 　整備計画に基づき設置した電気柵及び防護ネットについては要望のあった農家等が管理する。 |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度～令和６年度 | イノシシアライグマカラス | ・農家等への講習の実施。・不要な果実の処分等、鳥獣の餌付け防止対策の啓発。・耕作放棄地の刈払い等の実施。 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 岸和田警察署 | 住民の生命の安全確保等に関する事 |
| 岸和田市内各小中学校等 | 保護者等への周知に関する事 |
| 岸和田市内各町会 | 住民への周知に関する事 |
| 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | 関係機関との情報の共有及び対応の協議等に関する事 |
| 岸和田市 | 対処全般に関する事 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 周知周知対象鳥獣住民保護者等捕獲等通報情報発見者通報通報情報情報対応協議岸和田警察署岸和田市情報出動要請対応協議大阪府泉州農と緑の総合事務所岸和田市内各小中学校等大阪府猟友会岸和田支部岸和田市内各町会 |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| ○イノシシ捕獲後、焼却処分等を行う。食肉加工施設の建設または、搬入を検討する。○アライグマ　捕獲個体は大阪府家畜保健衛生所及び南部支援施設にて措置。措置個体は本市に持ち帰り焼却処分を行う。○カラス捕獲後、焼却処分を行う。○カワウ　捕獲後、焼却処分を行う。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 |  |
| ペットフード |  |
| 皮革 |  |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） |  |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
|  |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
|  |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 岸和田市有害鳥獣対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| いずみの農業協同組合 | 有害鳥獣全般に関する事 |
| いずみの農業協同組合実行組合長代表者協議会 | 有害鳥獣による農地被害状況に関する事 |
| 大阪府農業共済組合南部支所 | 有害鳥獣による農地被害状況の集計に関する事 |
| 岸和田市農業委員会 | 有害鳥獣による農地被害状況に関する事 |
| 岸和田市林業活性化協議会 | 有害鳥獣による山林被害状況に関する事 |
| 大阪府淡水養殖事業協同組合 | 有害鳥獣による養魚池被害状況に関する事 |
| 大阪府泉州農と緑の総合事務所 | 有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導 |
| 岸和田市 | 有害鳥獣に係わる助言・協議会事務局 |
| 大阪府猟友会岸和田支部 | 有害鳥獣の生息状況収集・捕獲・技術講習 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 | 有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導 |
| 大阪府森林組合 | 有害鳥獣による山林被害状況に関する事 |
| 神於山土地改良区 | 有害鳥獣による農地被害状況に関する事 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
|  |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 　各種団体や自治会、実行組合においても積極的な参加を促し、集落・地域での取組を進めていく。 |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 　着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の３本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。 |